⑵　同項第２号該当性

ア　両サリン事件の首謀者である麻原は、自らが本団体の代表者たる役員である旨明確に供述しており、現在も、弁護士及び家族等との面会を通じて、本団体の意思決定に関与することが可能である。そして、本団体においては、麻原が明示的な指示を出した場合にはこれに従い、これがない場合にも、麻原の説く教義等により顕現している麻原の意思を推し量りつつ、組織運営を継続しているのであるから、麻原は、現在も、本団体の代表者たる役員であり、かつ、構成員であると認められる。

イ　また、両サリン事件のいずれかあるいは双方に関与した者のうち、角川知己については、本団体が、法に基づく公安調査庁長官に対する報告において、構成員と明記している。遠藤誠一、新實智光及び横山真人の３名については、麻原及び麻原の説く教義に従い、本団体の構成員であることを自ら認めており、本団体も、除名等の処分を下しておらず、現在も構成員として取り扱っているものと認められる。したがって、角川知己ら４名は、現在も、本団体の構成員であると認められる。

⑶　同項第３号該当性

前記のとおり、両サリン事件の首謀者である麻原は、現在も、本団体の代表者たる役員であると認められる。

また、上祐、松本明香里及び松本麗華の３名は、両サリン事件当時、いずれも麻原に次ぐ「正大師」の位階にあり、当時の「オウム真理教」が敷いていた省庁制度において、それぞれ、「ロシア支部大臣」、「郵政省大臣」、「法皇官房大臣」として、本団体の重要な業務を統括し、本団体の意思決定に関与し得る立場の役員であったと認められる。そして、現在も、上祐は、本団体の内部組織である「ひかりの輪」の代表者として活動し、松本明香里及び松本麗華の両名も、本団体の内部組織である「Aleph」の幹部構成員等と連絡を取りながら、「Aleph」の活動方針等の重要事項の意思決定に関与しており、上祐、松本明香里及び松本麗華の３名は、現在も、本団体の役員であると認められる。

⑷　同項第４号該当性

ア　本団体は、麻原の説く「衆生救済」を実現するため、麻原の理想郷（シャンバラ）を我が国に建設する「日本シャンバラ化計画」を推進するとともに、「衆生救済」に至る最速の道であり、必然にして唯一の方法として、「タントラ・ヴァジラヤーナ」の教義を最も重視してきた。この教義は、結果のためには手段を選ばず、本団体の活動に反対する勢力や悪業を積む者については、これを殺害することも正当化されるなどとする殺人をも肯定するものである。

イ　この点に関し、「Aleph」については、麻原への絶対的帰依に基づき、幹部構成員が、構成員に対し、麻原の説く「衆生救済」の実現に向け、「タントラ・ヴァジラヤーナ」を実践することが必要不可欠であると指導し、これを受けた構成員も両サリン事件を始めとする一連の凶悪事件がその実践として正しいものであったと肯定するなど、同教義が構成員に浸透している。

「ひかりの輪」については、上祐を始めとする構成員が、麻原に絶対的に帰依するとともに、麻原の説く「衆生救済」の実現に向け、上祐が「タントラ・ヴァジラヤーナ」に関する説法等を行い、構成員も両サリン事件を肯定しているほか、同教義を収載した教材を保管しており、これを使用している状況もうかがわれること等から、同教義を保持しており、それが構成員に浸透しているものと認められる。

以上の事実から、本団体は、現在も、殺人を勧める綱領を保持している。

⑸　同項第５号該当性

本団体については、前記⑴から⑷に掲げた事実のほか、

ア　両サリン事件当時、麻原を頂点とし、麻原の指示に絶対的に従う上命下服の位階制度を敷き、一般社会と隔絶した独自の閉鎖社会を構築したことが、組織的かつ秘密裏に両サリン事件を計画・準備し、実行することを可能にしたところ、現在も上命下服の位階制度や外部の情報を遮断した一般社会と隔絶した独自の閉鎖社会を維持していること

イ　本団体の代表者かつ主宰者である麻原が、両サリン事件についての自己の責任を否定し全く反省していないほか、幹部構成員が両サリン事件の責任を社会・国家に転嫁してこれを正当化していること

ウ　立入検査に対し非協力的な姿勢を示しているほか、「串刺し写真」が「Aleph」の施設内で発見されるなど、現在も、一連の凶悪事件を実行した当時と同様の反社会的かつ危険な体質を有していること

エ　一連の凶悪事件で重要な役割を果たした上祐及び松本明香里が、現在も本団体の役員として活動しているほか、麻原奪還を企て武器等を調達しようとしたロシア人構成員や、いわゆるサリン量産プラント建設事件及び武器等製造法違反事件等の各種犯罪行為に関与した構成員を多数擁するなど、現在も違法事案を引き起こすおそれのある者が存在していること

オ　第４回期間更新決定後、前記１⑴イ及びエ記載のとおり、本団体が、構成員数及び資産を増加させるとともに、未成年の構成員に対しても、麻原への絶対的帰依を扶植していること

等の事実から、本団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認められる。

３　引き続き本団体の活動状況を継続して明らかにする必要性（法第５条第４項）

本団体に対しては、本件観察処分決定並びに平成15年１月、平成18年１月、平成21年１月及び平成24年１月の本件観察処分決定に係る処分の期間を更新する決定に基づき、平成26年９月末までに、延べ280回の立入検査、延べ59回の報告徴取を実施し、53の関係地方公共団体の長に延べ750回にわたってその調査結果を提供してきたが、以下のとおり、引き続き本団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる。

⑴　本団体の閉鎖性、欺まん性に起因して活動状況を把握することが困難であること

ア　本団体は、現在も、出家した構成員をその管理下の施設に集団居住させ、食事等の日常的な行為を管理統制して閉鎖的な居住空間を形成した上、出家した構成員と外部との接触を困難にして、一般社会と融和しない独自の閉鎖社会を構築している。また、立入検査に対しても、公安調査官の質問に答えないなど、組織ぐるみで非協力的な姿勢を徹底しており、その組織体質は依然として閉鎖的である。

イ　法に基づく公安調査庁長官に対する報告においても、構成員の一部を殊更報告せず、活動に関する意思決定についても実態に即した内容を報告しないなどの不正確な報告を繰り返しており、組織の実態や活動の内容を秘匿しようとする姿勢が顕著である。また、外形的には両サリン事件等の被害者及び被害者遺族に対する謝罪や賠償の履行状況等を公表するなどしているが、実際には、多額の現金及び預貯金等の資産を有しながら、被害者及び被害者遺族に対する十分な賠償をしていないばかりか、両サリン事件を正当化する指導を行うなど、その組織体質は依然として欺まん的である。

⑵　「外部監査」と称する取組が、「ひかりの輪」の在り方自体を変化させるものとはなっていないこと

「ひかりの輪」は、「外部監査」と称する取組を実施しているが、以下のとおり、外部監査とは言えないものである。すなわち、外部監査委員の中に、就任以前から「ひかりの輪」の活動に協力するなど、既に接点を有している者が存在しているなど、その独立性も確保されていない上、監査の重要な要素である帳簿書類の検査がなされておらず、認知症の高齢者から悪質な手段を用いて寄附金を徴収したり、旅行業法に抵触する手法を用いて資金獲得を図っている「ひかりの輪」の実態に対しても、外部監査委員会が、勧告するなどした事実は認められない。また、「外部監査」と称する取組が、麻原から脱却させるためのものとなっていないことは、前記２⑴イで述べたとおり、構成員が現在も麻原及び麻原の説く教義に従う意思を吐露し、深い帰依心を示していることからして、自明の理である。したがって、「外部監査」と称する取組によって、「ひかりの輪」の組織体質が改善されたとは認められず、その在り方自体を変化させていくものとはなっていないことは明らかである。